

審査基準整理票

処 分 名	料金、加入金及び手数料の減免		
根 拠 法 令 名	大津市水道事業給水条例（昭和33年条例第16号）	（条項） 第42条第2項	
基 準 法 令 名		（条項）	
所 管 部 署	企業局 技術部 お客様設備課 装置グループ		
標 準 処 理 期 間	20 日	法 定 処 理 期 間	一 日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 加入金徴収の取り扱い基準 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>大津市水道事業給水条例第42条第2項に定める「公益上その他特別の理由があると認めるとき」とは、加入金徴収の取り扱い基準第5項に定めるとおりとする。</p> <p>なお、加入金徴収の取り扱い基準は、担当課において備え置く。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>加入金徴収の取り扱い基準第5項</p> <p>条例第42条第2項に規定する加入金を減免することができる特別の理由は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生活保護法による生活扶助受給者がメーターの呼び径13ミリメートルの給水装置を新設する場合において、当該加入金が生活保護費より支給されないと認められるとき。</p> <p>(2) 私設消火せんを新設するとき。</p> <p>(3) 昭和49年3月31日までの既設の給水装置で企業局の都合により給水管の口径より小口径のメーターを設置している場合であってメーターの呼び径を増径するとき。ただし、その増径メーターに相当する接続費を納付済みのものに限り。</p> <p>(4) 公共的団体が、災害に備え、防災対策に資する拠点整備を行う場合であって、メーターの呼び径が20ミリメートル以下の給水装置を設置するとき。</p> </div> <p>参 考</p> <p>【根拠法令】</p> <p>大津市水道事業給水条例</p> <p>（料金、加入金および手数料等の減免）</p> <p>第42条 略</p> <p>2 公営企業管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、加入金および手数料その他の費用を減免することができる。</p>			
<p>※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。</p>			